

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成29年12月11日

長野県知事 阿 部 守 一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
野尻湖漁業協同組合	上水内郡信濃町野尻269-5	内共第12号

2 変更の内容

第4条の表中

周 年
〃
〃
〃
〃
〃
〃

を

に改める。

周 年	ただし、遊漁の時間は日の出から日没までとし、夜間の遊漁はしてはならない。
〃	
〃	
〃	
〃	
〃	

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成29年12月5日

園芸畜産課